

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月9日

評価者：幸区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市幸スポーツセンター（昭和60年開設）、石川記念武道館（昭和52年開設）
指定期間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営に関する業務 施設設備の利用提供に伴う業務 生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 施設の維持保全に関する業務 スポーツ行政等への協力業務
指定管理者	<p>名称：株式会社明治スポーツプラザ</p> <p>代表者：代表取締役 後藤 聖治</p> <p>住所：川崎市幸区堀川町580番地 電話：044-555-3011</p>
所管課	幸区役所 地域振興課（内線：62360）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、民間企業や行政との連携など積極的な事業展開が図られた。</p> <p>幸スポーツセンター及び石川記念武道館は同一地区にある施設であり、統一的に管理運営することによりお互いを補完し合い相乗効果が見込まれるため、指定管理者は同一の事業者を指定している。</p> <p>幸スポーツセンターにおいては、区役所に隣接し多くの利用者が見込めることから、気軽に来館し利用できるよう、職員の挨拶を徹底し接客にも気を配りながらより良い雰囲気づくりに努めた。また、施設やトレーニング室を初めて利用する方に対してわかりやすい説明を徹底するなどサービス向上の取組を進めた。教室事業においては幅広い世代が運動に触れることのできる各種プログラムを提供するとともに本市の施策であるパラムーブメントの取組を踏まえ障害者スポーツデーを新たに提供するなど、様々な機会をとらえスポーツの普及に取り組んだ。また、施設の利便性・快適性向上のため清涼飲料水や消耗品のスポーツ用品の販売やウェアのレンタル、レンタルロッカーの設置など利用者目線に立った取組を行った。さらに、トレーニング室においては、利用者の意見を取り入れマシンを追加導入することにより、混雑解消と更なる利用拡大を図るとともに、トレーニングの効果を測るインボディ（体組成成分測定）を安価で提供するなど、体力・健康づくりのサポートを行った。</p> <p>武道館では利用者拡大のために武道以外での利用拡大も必要であるとの課題認識を常に持ち、幼児スポーツ、ピラティス・ヨガなどの武道以外の教室を開催し施設の空き時間の有効利用を図った。また、本来の施設目的である武道利用についても「武道館指導者連絡協議会」と連携しながら、武道の普及・振興を図るとともに、各種イベントを開催し、地域との連携を深め区民の武道への興味を促し施設利用の促進を図った。</p> <p>両施設とも開館時間を着替え等の準備のため10分早く利用可能とし、幸スポーツセンターにおいては退館時間を15分遅らせ利用時間の延長に対応するとともに、両施設相互で使用可能な回数券を発行するなど、市民の利用機会の拡充や利便性の向上が図られた。</p> <p>利用者数については、直営時の平成17年度と直近の令和元年度を比較すると、幸スポーツセンターにおいては、112,409人から216,535人と104,126人増加、石川記念武道館においては同34,499人から45,065人と10,566人増加するなど多くの市民に利用されており、様々な取組を通じてスポーツに触れ合う機会を提供した。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事業計画に基づいた施設の運営がなされた。</p> <p>公の施設としての役割を十分に理解し、公平・公正な運用に努めながら、利用者の意見に耳を傾け日々改善を行うことで、市民に親しまれる施設を目指し、適切に管理運営を行った。また、費用面においても、様々な取組により施設の魅力を向上し利用者の増加につなげ、最終的には指定管理料の縮減を図ることができた。</p>

3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>緊急時の迅速かつ的確な対応のためのマニュアルを策定し、研修やミーティングを通して職員への周知徹底を行った。特に施設上重要である心肺蘇生トレーニングについては非常勤職員も含め毎日実施するなど、常に危機意識を高く持ち業務に取り組んだ。</p> <p>また、施設の老朽化が進んでいることを十分に理解し、不具合には迅速かつ適切な対応を行い、さらに両館の保守管理業務などをまとめて再委託することにより、二つの施設を一括管理するメリットを活かし、経費節減を図りながら施設の保全を図った。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>幅広い世代に対してスポーツと触れ合う機会を提供する場として、また、地域のつながりを創出する場としての役割を担いながら、様々なスポーツを通じたまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に努め、生涯スポーツの振興を図ることが必要となる。</p> <p>自己モニタリングやアンケート等の結果を踏まえ、より魅力ある施設となるよう運営方法の改善に努め、公平で平等な利用を確保しつつ利用者に対するサービス向上を図ると同時に効率的な管理運営による経費節減に取り組むことが重要である。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>指定管理者から提出を受けた事業報告書（年度毎、月毎、四半期毎）等によるモニタリングのほか、月1回の定例会による情報共有、さらに随時現地にて施設の運営管理が適切に行われているかを確認した。</p> <p>また、運営に関する指定管理者からの相談や緊急時への対応については、必要に応じて関係部署と調整を図り迅速に対応することにより、利用者へのサービスを低下させることなく適切に対応した。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力の活用が可能となり、市民ニーズへの迅速な対応、利便性の向上やスポーツ活動の充実、地域イベントへの積極的な参加・協力を通じた地域の一員としての活動を行うなど、指定管理者が市の施策を十分に理解し、効率的、効果的に業務を遂行することで利用者増へとつなげ、さらに市の財政負担の軽減等を図ることができた。</p> <p>※ 市の財政負担としては、直営時の平成 17 年度と直近の令和元年度を比較すると、幸スポーツセンターにおいては直営時の 68,262 千円から 41,781 千円まで縮減、石川記念武道館においては直営時の 15,682 千円から 13,199 千円まで縮減するなど大きな削減効果が出た。</p> <p>※ 利用実績については、直営時の平成 17 年度と直近の令和元年度を比較すると、幸スポーツセンターにおいては、112,409 人から 216,535 人と 104,126 人増加、石川記念武道館においては同 34,499 人から 45,065 人と 10,566 人増加しており、制度導入の効果が数字にも表れている。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>幸スポーツセンターは築 35 年、石川記念武道館においては築 43 年を迎え、経年による施設の老朽化が進行する中、市が実施する改修工事等が通常の維持管理業務に与える影響を考慮すべきであり、指定期間中に市が実施する改修工事等に係るリスク分担等を十分に整理することが必要である。また、施設と同様に経年劣化が進行しているスポーツ器具等の更新や修繕に係る経費の平準化などが必要になるかと思われる。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>前述のように施設は老朽化が進行しており、引き続き長期に渡る利用に供するため、幸スポーツセンターにおいては改修工事等の予定も控えていることから、当面の間は本制度を活用しながら長期的に管理運営することが望ましいと考える。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>当該施設は平成 18 年度から指定管理制度を導入し、民間のノウハウを活かした管理運営により、これまで利用者数の増加や費用の縮減など大きな成果を上げている。今後も公の施設としての理念を尊重し、幅広い世代の誰もが地域で気軽にスポーツを楽しむ拠点として役割を果し、地域のスポーツ・武道振興を担う社会体育施設として、スポーツ教室やスポーツデーなど各種コンテンツによるスポーツ・武道活動の場及び市民の健康・体力の維持・増進のための場を提供するとともに、地域貢献活動を通じた地域スポーツ活動の支援や意識啓発など積極的に事業展開していくことが必要である。</p> <p>また、全市的な課題として、引き続き総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障害者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意した施設運営を図っていくことも必要となる。</p> <p>上記の検証結果にあるとおり、指定管理者制度を活用することで効率的な事業管理が可能となり、運営上及び財政上において効果的な取組が実施されていることから、市民ニーズを的確に把握し迅速に対応、そして地域の一員として魅力ある施設となるべく取組を進め、財政的負担を少なくして管理運営していくためには、引き続き事業実施に際して創意工夫を凝らすなどのノウハウを持っている指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。</p>
--